



令和5年度“子どもの冒険ひろば”補助事業実施団体募集要項

1. 事業目的

身近な地域の大人が見守る中、子どもたちが自由な発想でのびのびと遊びながら、たくましく生きる力を育む場である、「子どもの冒険ひろば」（以下「冒険ひろば」という。）の充実を図るとともに、市町や地域団体等との連携・協力を進めることで地域ぐるみの子育てを推進する。

また、成長の過程で困難を抱え、不登校やひきこもりがちな青少年を受け入れ、世代間交流を通じて社会性を育む居場所としての機能を兼ね備えることで、地域の時代を担う青少年の健全育成を図る。

併せて、ひろば体験を通じて子どもたちの“ふるさと意識”を醸成することを目的として、冒険ひろばの新規開設・運営に取り組むNPOや青少年団体・グループ等を支援する『子どもの冒険ひろば』補助事業を実施する。

2. 対象事業

子どもたちが、“自らの責任で自由に遊ぶ”ことを原則に、土や木、水、火等の自然素材を使い、プレーリーダーや地域の大人が見守るなかで、自由な発想でいきいきと遊ぶことができる冒険ひろばを県内各地の空き地や公園の一部など野外空間を活用して開設・運営するもので、次の条件を満たしているものを対象とする。

- (1) 常設ひろば（※）を1箇所必ず開設することとし、原則として年間10回以上実施すること（1回の実施時間は、3時間以上とする）

※常設ひろばとは、あらかじめ定めた場所で開設し、原則として月1回以上実施するものをいう。

- (2) 出前ひろば（※）の開設にも努めること

※出前ひろばとは、主体的あるいは地域団体等と協力して、臨時的に場所を確保して実施するものをいう。

- (3) 青少年（中学生以上）の居場所づくりとしてのひろば（※）の開設に努めること

※青少年（中学生以上）を参加者、もしくはボランティアとして受け入れることにより、青少年の心身の健全育成のための居場所として実施するものをいう。

例) 中学・高校、大学等に呼びかけ、ボランティアメンバーとして参加
フリースクール等と連携して、不登校の学生を受け入れ など

- (4) 開設する冒険ひろばでは現場運営を担うプレーリーダーを必ず配置すること。

- (5) 感染症予防対策や熱中症予防対策などの安全対策を必ず講じること。

3. 募集团体数

概ね30団体

4. 応募資格

兵庫県内に活動拠点を置くNPOや青少年団体・グループ等（以下「実施団体」という。）であって、次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 代表者及び主たる事務所（*1）を定めていること

- (2) 構成員が5人以上であること
- (3) 宗教又は政治・営利活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくはその統制下の団体、その他公共の福祉に反した活動を行う団体でないこと
- (4) 業務を遂行する能力を有していること（*2）
 - （*1）電話やFAX、メールを備えていること。
 - （*2）少なくとも次の要件は満たしていること。
 - ① 活動内容や、予算・決算に関する決定機関（総会、スタッフ会、役員会、世話人会など）を有していること。
 - ② 会計関係帳簿類を整備していること。必要があれば提出できること。

5. 募集期間

令和5年3月15日（水）～令和5年4月14日（金）（必着）

6. 応募方法

事業計画書等の所定の書類を下記の問い合わせ先まで持参または郵送してください。

- (1) 提出書類
 - ☐補助金交付申請書（様式第1号）
 - ☐収支予算書（別記）※収支の計画はできるだけ詳細にご記入ください。
 - ☐誓約書
 - ☐事業計画書（別紙1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5）
 - ☐団体概要書（別紙2）
 - ☐定款または会則の写し
 - ☐役員名簿または構成員名簿
 - ☐プレーリーダー名簿（任意様式）
 - ☐開催場所の現況写真（全体の様子がわかるもの、複数にわたっても結構です。）
 - ☐開設場所の周辺の様子がわかる地図（住宅地図・平面図など）
- (2) その他
 - ① 今回の応募にかかる一切の費用は、応募団体の負担とします。
 - ② 応募受付後、電話等で事業計画・内容等を確認する場合があります。

7. 審査等

青少年本部において応募書類を審査の上、補助団体を決定します。

- (1) 審査方法
 - 別に設置する事業審査会において、応募書類を審査し、補助団体として適当と認められるものについては助成を決定します。
- (2) 審査基準
 - 本事業の目的に対する理解度、事業の実現性、事業の効果、地域との連携・協力体制、事業遂行能力等について総合評価を行います。
- (3) 審査結果
 - 助成を決定した団体には補助金交付決定通知書（様式第2号）を送付し、交付決定額をお知らせします。なお、決定は5月中を予定しています。

8. 補助金の交付等

(1) 補助対象期間

前年度実施団体：令和5年4月1日から令和6年2月29日までとします。

新規団体：補助金の交付決定の日から令和6年2月29日までとします。

(2) 補助金額

①常設ひろばにおいて年間10回実施：15万円を上限として補助。

補助額には、安全対策（感染症予防対策、熱中症予防対策等）に必要な経費補助（上限5万円）を含む。

②年間11回以上実施：10回を超える開催につき、1回1万円を上限として加算。

③青少年の居場所づくりとしてのひろばの実施

：年間4回程度開催することとし、4万円（1回につき1万円）を上限として加算。

※①、②、③の合計は30万円を上限とする。

※②、③についての実施は、常設・出前ひろばを区別しない。

運営資金が不足する場合には、補助金の概算払い（最大15万円まで）を受けることができます。

（※切は12月末とします）なお、残額の支払いは実績報告をもって精算払いとします。

(3) 補助対象経費

冒険ひろばの開設・運営に必要なかつ適正な経費（謝金、旅費、需用費、役務費、使用料、など）とします。

＜補助対象経費＞

科 目	例
謝 金	プレーリーダーに対する謝金、外部講師謝金
旅 費	プレーリーダーに対する旅費、ひろばの活動に要するひろば関係者旅費 外部講師旅費
需用費	物品購入費（ひろばの活動に使用する物品の購入費）、印刷費（チラシ印刷費、コピー代）、消耗品費（文房具、活動に要する材料費、写真代） など
安全対策 費	感染症予防対策（消毒液、マスク、体温計 等）、 熱中症予防対策（熱中症対策飲料、簡易テント、パラソル、ドライミスト 等）
役務費	郵券代、運送料、保険料（ボランティア保険料 等） など
使用料	会場使用料 など

＜補助対象とならない経費の主なもの＞

科 目	例
謝金	団体事務局の通常業務（冒険ひろば以外）の謝金
旅費	団体事務局の通常業務（冒険ひろば以外）の旅費
需用費	食糧費、食材費 ※但し、熱中症対策のための飲料は除く 交際費（会議・活動での弁当代、食事代、お茶代等の飲食費） 事業効果が間接的な物品の購入費（事務機器（椅子、机等）、テレビ・ビデオ装置、自動車等） 日常のひろば活動で使用しない、年に1、2回程度の使用物品購入費（祭りのみこしや季節用品等）
備品購入費	購入価格が10万円以上の物品の購入費 ※分割払いも不可とする （10万円未満の物品でも冒険ひろば事業以外に流用できるものは不可とする）
その他	事務所経費（家賃、水道光熱費、電話代等） 事業の着手予定年月日より以前に支払った経費

9. 留意事項

- (1) 冒険ひろばにおける不慮の事故等の補償については、実施団体が独自に加入する保険等により対応してください。
- (2) 「プレーリーダー研修」や「若者の居場所ネットワーク交流会」等には、原則参加してください。
- (3) 当該事業に関連の深い青少年本部が実施する事業については、できるだけ参加するようにお願いします。
- (4) 不明な点があれば、青少年本部と協議してください。

10. 問い合わせ先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3
公益財団法人兵庫県青少年本部 活動支援部 子どもの冒険ひろば担当
電話078(891)7410 ・ FAX078(891)7418